

塩竈市津波被災住宅再建支援事業のお知らせ

東日本大震災の津波により被災した世帯の方々が、市内で住宅を建設・購入または補修を行った場合、取得経費や補修経費または資金借入に伴う利子相当額を補助する「津波被災住宅再建支援事業」を実施しています。対象となる方で、申請がまだお済みでない方はお早めに申請してください。

1 対象となる方（以下の全てを満たす方）

- (1)東日本大震災の津波により被災した世帯の方（ただし、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業などの復興事業対象者を除く）
- (2)全壊、大規模半壊の方および半壊で住宅を解体した方
- (3)市内に自ら居住するための住宅を建設・購入または被災した住宅を補修した方
- (4)被災した住宅が持ち家であった方
- (5)市区町村民税、固定資産税、都市計画税を滞納していない方

2 支援制度の概要

名称	概要	補助上限額	申請期限
① 住宅取得 (取得補助)	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を取得した方に、住宅の取得に要した経費について補助するもの。	250万円	平成33年3月31日
② 住宅・土地取得 (取得補助・利子相当額補助)	金融機関から資金を借り入れて住宅・土地を取得した方に、住宅の取得に要した経費および借入にかかる利子相当額を補助するもの。	708万円	平成33年3月31日
③ 住宅補修 (補助)	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を補修した方に、住宅の補修に要した経費について補助するもの。	50万円	平成27年3月31日
④ 住宅補修 (補修補助・利子相当額補助)	金融機関から資金を借り入れて住宅を補修した方に、住宅の補修に要した経費および借入にかかる利子相当額を補助するもの。	170万円	平成27年3月31日
⑤ かけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用 住宅・土地取得 (取得補助・利子相当額補助)	浦戸寒風沢・桂島の一部が災害危険区域に指定される前に同地区から市内のほかの地区に移転した方に、②と同様の補助を行うもの。	708万円	平成33年3月31日

※①～⑤について被災者生活再建支援金加算支援金を控除したものを補助対象経費とします。

3 申請に必要な書類

申請必要書類	支援制度				
	①	②	③	④	⑤
1. 補助金交付申請書	●	●	●	●	●
2. リ災証明書	●	●	●	●	●
3. 住宅の建設・購入に係る契約書および領収書の写し	●	●			●
4. 住宅の補修に係る契約書および領収書の写し			●	●	
5. 住宅用地の購入に係る契約書および領収書の写し		●			●
6. 金銭消費貸借契約書の写し		●		●	●
7. 償還予定表の写し		●		●	●
8. 不動産登記全部事項証明書の写し	●	●		●	●

4 相談・申請・問い合わせについて

本制度に関する相談・申請は予約制で行いますので、下記まで相談・申請日時の予約をお願いします。

○相談・申請場所	生活福祉課（本町1-1 壱番館1階会議室）
○相談・申請時間	平日（9:00～16:00）
○お問い合わせ	生活福祉課 ☎ 364-1131 FAX 366-7167